

# 会員規約 (正会員)

## 第1条 (運営組織とラウンジの提供)

1. 鉄鋼エグゼクティブラウンジ & カンファレンスルームの鉄鋼エグゼクティブラウンジ(以下「本ラウンジ」という)は、本規約に基づき、株式会社鉄鋼ビルディング(以下「運営者」という)が運営組織として提供するものとします。
2. 所在地:東京都千代田区丸の内1-8-2鉄鋼ビルディング南館4階

## 第2条 (目的)

本ラウンジは、第3条に定める各会員の専用ラウンジとして、施設とサービスを提供することを目的とします。

## 第3条 (会員資格)

1. 正会員とは、運営者が定める入会手続きを完了した個人・法人をいうものとします。
2. 会員属性は(1)正会員(個人会員、法人会員、以下あわせて「会員」という)、(2)1DAY会員の2種類の資格を設けることとします。
3. 会員になろうとする者は、運営者が行う所定の審査を経た上で入会の可否が決まることをあらかじめ了承するものとします。審査の方法・内容等は、理由の如何を問わず、運営者からは一切回答いたしません。

## 第4条 (規則)

1. 運営者は、本ラウンジの全ての会員が本ラウンジを利用し、または入会する上で守るべき規則として、本規約を定め、また適宜変更することができます。この効力は全ての会員に適用されるものとします。
2. 運営者は、前項の他にも必要に応じて規定または規則を定め、また適宜変更することができます。この効力は全ての会員に適用されるものとします。
3. 前項に即して規定または規則が定められた場合、あるいは変更がなされた場合は、所定の手続きをもって運営者が全ての会員に通知するものとします。

## 第5条 (入会手続)

本ラウンジへの入会を希望する者は、本規約および会員規約細則等諸規定に定められる方法によって入会手続を行うこととします。

## 第6条 (反社会的勢力の排除)

現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「反社会的勢力」という)のいずれかに該当する場合、反社会的勢力に支配されている場合もしくは反社会的勢力と何らかの関係を有している場合には、入会が認められないものとします。会員になろうとする者は、運営者に対し、自らが反社会的勢力に該当しないこと、反社会的勢力に支配されていないこと及び反社会的勢力と一切の関係を有していないことを表明するものとします。

## 第7条 (会員証・預託金預り証)

1. すべての会員には、運営者から会員証・預託金預り証が交付されるものとします。
2. 会員が会員証または預託金預り証を紛失した場合は、運営者に速やかに通知し、所定の再発行手続を行うものとします。なお、再発行には所定の発行手数料が必要となります。
3. 会員が本ラウンジを利用する場合は、受付に会員証を提示するものとします。
4. 会員は、第三者に会員証を貸与することはできないものとします。万が一、会員証の貸与・盗難その他の理由如何を問わず第三者が会員証により本ラウンジを利用した場合には、その利用代金の支払いを含むすべての責任は会員が負うものとします。
5. 会員は次の場合、会員証を運営者に返却しなければならないものとします。
  - (1)退会するとき
  - (2)上記以外で、運営者が会員証の返還を求めたとき

## 第8条 (入会金・預託金)

入会時に支払われた入会金は、退会時、本ラウンジ廃止時にも一切返還されません。預託金は、退会時、本ラウンジ廃止時に返還するものとします。

## 第9条 (月会費)

1. 運営者は、月会費の額、その支払い方法及び支払い日を決定し、または変更できるものとします。この場合の会員に対する通知は運営者の定める方法によるものとします。
2. 会員の月会費支払いについては、原則として運営者の定める方法にて支払うものとします。
3. 会員は、月会費の支払債務と運営者が会員に対して負担する債務とを相殺することはできないものとします。
4. 月会費は本規約第21条に規定する会員資格停止の期間中も減免されないものとします。

(続く)

#### 第10条(定休日・営業時間)

1. 定休日は原則として土曜日、日曜日、祝日、年末年始、運営者が休館日と定めた日、当施設の改修・補修および点検日とするものとします。
2. 本라운ジの営業時間は、7:00から21:00とするものとします。
3. 前項のほか、天災地変等により本라운ジ施設が不測の損害を被った場合、運営者は相当な期間本라운ジの全部または一部を休館、閉鎖できるものとします。
4. 運営者の裁量・都合で本라운ジの休館を定める場合は、相当な期間を定めて運営者より会員に対して通知を行った上で行うものとします。ただし、緊急を要する場合等やむを得ない場合にはこの限りではないものとします。

#### 第11条(通知)

1. 会員は、登録した内容に変更がある場合は、直ちに運営者に届け出るものとします。
2. 会員に送られるすべての通知及び請求書その他の文書は、前項により登録された住所宛に郵送するものとし、発送をもって通知は完了したものとみなします。

#### 第12条(会員の権利と義務)

1. 会員は本規約及び会員規約細則等諸規定を遵守の上、本라운ジ施設及び付随するサービスを利用することができるものとします。
2. 会員は、本라운ジの健全な発展及び会員相互の親睦に努めるものとします。
3. 会員は、秩序ある行動を心がけ、自己の責任において施設の利用を行うものとします。
4. 会員は、運営者の定めた月会費の支払いその他本規約及び会員規約細則等諸規定に定める会員の債務を履行するものとします。

#### 第13条(会員資格の譲渡及び承継)

1. 会員たる地位及びこれに基づく権利は、譲渡・貸与することはできないものとします。
2. 会員が死亡した場合、あるいは法人としての存在がなくなった場合は、会員資格を失うものとし、その承継については、これを一切認めないものとします。

#### 第14条(禁止事項)

運営者は、会員が次の各号の行為を行うことを禁止するものとします。

各号の行為・事実が発覚した場合、運営者の判断により本라운ジの利用をお断りする可能性があることを会員はあらかじめ了承するものとします。

- (1) 公序良俗に反する行為を行うこと
- (2) 本라운ジの品位を損なうこと
- (3) 本라운ジの利用目的を逸脱して利用すること
- (4) 反社会的勢力の利益になる行為を行うこと
- (5) 宗教に関する行為(勧誘を含む)を行うこと
- (6) 本라운ジの会員、ならびに利用者他に迷惑を及ぼす行為を行うこと
- (7) 本라운ジを含む建物の設備、器具、備品等を汚損し、損傷をあたえること(釘、画鋸、ピン打ちを含む)
- (8) 発火、引火、爆発その他危険を生じる恐れがある物または悪臭を発する物を持ち込むこと
- (9) 本라운ジ内(指定場所を除く)で喫煙すること
- (10) 本라운ジ内で撮影を行うこと
- (11) 本라운ジ内に盲導犬、介助犬、聴導犬以外の生体を持ち込むこと
- (12) 運営者の承諾無く、販売行為や宣伝活動ならびに募金活動を行うこと
- (13) 本라운ジの所在地で商業、法人登記すること
- (14) その他運営者が不相当であると認める行為を行うこと

#### 第15条(利用料金の支払い)

月会費以外の本라운ジ諸施設並びにサービスの利用料金支払いについては、運営者が指定する方法により決済していただきます。

#### 第16条(運営者の責任)

本라운ジ施設内において生じた盗難及び紛失、施設利用中の事故等については運営者及び運営スタッフは一切損害賠償の責を負わないものとします。

#### 第17条(ビジター)

1. 会員は、本規約及び会員規約細則等諸規定の定めに基づき、ビジターを本라운ジに同伴することができるものとします。
2. 会員は、同伴するビジターに対しても、本規約及び会員規約細則等諸規定を遵守させるものとします。
3. 会員は、同伴するビジターの本라운ジ施設内での行為、運営者または第三者に対して発生した債務についてすべて責任を負うものとします。

#### 第18条(本規約及び会員規約細則等諸規定違反により生じる債務)

1. 会員本人またはそのビジターが本規約または会員規約細則等諸規定に違反したことによる人的または物的損害に対する賠償責任は全て会員が負うものとします。
2. 運営者は、自らまたは運営者の指定する第三者の名において、当該会員に対して損害の賠償を請求できるものとし、この場合、当該会員はその損害を直ちに賠償しなければならないものとします。

(続く)

### 第19条(休会)

1. 会員は、財務事情の変化、海外転勤、病気療養等により本ラウンジの利用が一定期間不可能または困難であると判断される場合、その他本ラウンジが正当と認める事由がある場合、本規約及び会員規約細則等諸規定に従い運営者所定の休会届を提出し、運営者が適当と認める場合、休会できるものとします。
2. 休会を申請した会員は、申請から半年が経過するまでの間に再度休会申請を行うか、復会申請を行わない場合は、退会扱いとなる場合があります。

### 第20条(退会)

1. 会員は、本規約及び会員規約細則等諸規定に従い運営者所定の退会届を提出することにより、退会できるものとします。
2. 会員は、退会したときは、退会月をもって、会員としての一切の権利を失い、本ラウンジの利用はできないものとします。
3. 会員は、退会月までに運営者に対するすべての債務を弁済しなければならないものとします。

### 第21条(会員資格の停止)

1. 運営者は、会員が以下に該当する場合は、その裁量により、期限を定めることなく、当該会員の資格を停止することができるものとします。
  - (1) 入会金、月会費等を滞納したとき
  - (2) 本規約及び会員規約細則等諸規定に違反したとき、もしくはその疑いがあるとき
  - (3) 他の会員の迷惑となる行為をしたとき
  - (4) 罪を犯し、またはその嫌疑を受け社会的信用を失ったとき
  - (5) 支払停止もしくは手形交換所における取引停止処分、解散の決議もしくは命令、または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算手続開始その他の倒産手続の申し立てがあったとき、またはそれに類似する事実により経済的信用を失ったとき
  - (6) 入会時に登録した現住所・電話番号・メールアドレスの未更新、あるいは誤登録の放置や、虚偽登録等により、運営者が連絡を試みても、半年以上連絡がつかないとき
  - (7) 差押、仮差押、もしくは仮処分その他の強制執行、保全処分、または滞納処分等を受けたとき
  - (8) 運営者に対して次の(ア)から(エ)までに掲げる行為のいずれか、もしくは(オ)に該当したとき(会員が属する法人の役員、従業員または会員の委託を受けたものによる場合を含む)
    - (ア)虚偽事実を告げる行為
    - (イ)粗野もしくは乱暴な言動を用い、または迷惑を覚えさせるような方法で訪問もしくは電話をかける行為
    - (ウ)暴行または脅迫にわたる行為その他の違法な行為
    - (エ)金銭の支払い、債務の免除、契約の締結、便宜の供与其他運営者による給付で運営者が法律上の義務を負わないものを、運営者の意思に反して求める行為
    - (オ)その他会員として不適格であると運営者が判断したとき。
2. 運営者は、前項の場合、入会時に登録された住所宛に会員資格停止処分にかかる通知を郵送するものとします。
3. 運営者は、その裁量により、会員資格の停止を解除することができるものとします。この場合、運営者は、入会時に登録された住所宛に解除通知を郵送することにより、会員資格停止処分を解除することができるものとします。

### 第22条(会員の除名)

1. 運営者は、会員が以下に該当する場合は、その裁量により、当該会員を除名することができるものとします。
  - (1) 運営者または本ラウンジ会員の名誉を傷つけたとき
  - (2) 会員が第6条に定める反社会的勢力に該当することが判明したとき
  - (3) 会員資格停止事由に該当するとき
2. 前項の場合、入会時に登録された住所宛に会員除名にかかる通知を郵送するものとします。
3. 除名された会員は、除名と同時に、本ラウンジを利用する権利を喪失し、会員としての一切の権利を失うものとします。

### 第23条(廃止)

運営者は、その裁量により、本ラウンジの全部または一部を廃止することができるものとします。本ラウンジが廃止された場合には、会員は会員資格を失うものとします。

### 第24条(個人情報)

1. 会員の個人情報は、本ラウンジの運営を目的とした業務に限り利用するものとします。会員への回答や登録内容について不明の点がある際には、お問い合わせ等にも利用することとします。
2. 運営者は、前項の利用目的の範囲において運営者の業務委託先に個人情報の取り扱いを委託することができるものとします。この場合、業務委託先との間で、個人情報の保護を義務付けるための契約を締結するとともに、委託した個人情報の管理につき、必要かつ適切な監督を行うものとします。
3. 個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩等に関する予防措置を講ずることにより、個人情報の安全性、正確性の確保を図ることとします。また、万が一、問題が発生した場合には、被害の拡大防止に努め、速やかに是正措置を講ずるものとします。